

第6回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成26年10月6日（月）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

1. 開 会

○委員長 ただいま定刻となりました。

現在は8人が来ておりますので、会議は成立しております。

これより、第6回子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 本日は、大川委員、木村委員が欠席、B委員、F委員から遅参する旨の連絡を受けてございます。

なお、大川委員につきましては、東京から札幌に向かう航空機が欠航のため、出席がかなわないということを申し添えさせていただきます。

続きまして、事前にお送りさせていただいた資料の確認でございます。

資料1から資料4ですが、お手元にない方はお知らせ願います。

なお、お預かりしておりました調査結果の報告書に前回配付しました概要版を添付して配付しております。

以上でございます。

2. 議 事

○委員長 ありがとうございます。

では、早速、議事を進めてまいります。

本日の議題は、ご案内にありますように、子どもの権利に関する推進計画についてとなっております。

終了時刻は18時30分としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の審議に入りたいと思います。

初めは、前回の委員会を踏まえて修正していただいた点とその他推進計画の内容について審議していきたいと思います。

まずは、事務局から説明を受けたいと思いますが、あらかじめ資料を送付していただいておりますことから、簡単にお願ひできればと思います。

それでは、お願いいたします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、お手元の資料3と資料4に基づきまして説明させていただきたいと思います。

資料3は、前回の委員会の意見を受けまして、左側に修正前の表現を、右側に修正後の案を一覧にまとめてございます。そして、下線部が修正箇所となっております。

なお、前回までは計画の前段と後段で資料を分けていましたけれども、今回は最終形に近い形でまとめさせていただいております。ページ数も通し番号となっております。

それでは、資料3の修正点でございます。

資料4の5ページのどのグラフを指しているのか、表現がわかりづらいということで修正させていただいております。

次に、9 ページで、不登校のグラフの推移につきまして、ほかの箇所と表現が異なるということでございます。おおむね横ばいで推移というように市としての認識を示し、棒グラフの基点の値をゼロに修正しております。

次に、13 ページの課題4 についてです。

委員からのご指摘ではございませんが、表現が重なる部分などがありましたことから、資料のとおり修正させていただいております。

また、1カ所、誤字がありまして、13 ページの課題4 の3 行目の「問題があることが伺えます」というところの「伺えます」の漢字が誤っておりますので、平仮名に修正したいと思っております。「伺う」という漢字は、聞くや尋ねるという意味でございます。実際にここに入るのは、すき間からのぞき見るという意味の「窺う」になりますが、これは常用外ですので、平仮名に修正させていただきたいと思えます。

次に、裏に移っていただき、資料3 の1 枚目の裏側です。

こちらは、資料4 の14 ページの基本理念の部分について、子どもたちの意見交換の中で公平にかかわる話がございまして、それを盛り込むべきということで、修正案として、第1 段落に「あらゆる差別や不利益を受けることなく」という条例前文の表現を加えるとともに、第3 段落の冒頭に「全ての子どもが公平で」という表現を加えまして、子どもたちの意見を反映したところでございます。

以上が第3 章までの修正案でございます。

続きまして、第4 章の具体的な取り組みについての修正でございます。

前回の委員会の中で、全体的に基本目標や基本施策ごとの説明の文章とそれに続く事業や取り組みの表の関係が不明瞭であったり、対応していない箇所があるというご指摘を受けまして、それを踏まえた修正に当たって、両者についての考え方を改めて説明させていただきながら、修正できた部分、できなかった部分などについて説明をさせていただきたいと思えます。

まず、それぞれの説明文では、こうした方向性で事業や取り組みを進めたいということを表示しております。そして、その下の表では、それを進めるための具体的な取り組みを掲載しています。

今回、説明文と表の間の全てに主な取り組みと追記させていただきまして、この計画を進めていく上で特出しすべきものを「主な」ということで掲載させていただきました。

前回の権利委員会では、この表に掲載した取り組みが現時点での取り組みの全てというふうに申し上げましたけれども、ホームページでのお知らせやチラシ、パンフレットといった広報物の発行などの日常的な取り組みにつきましては、計画には掲載しないものの、次期計画のもとでも引き続き実施する予定となっております。

一方、例えば、資料4 の17 ページの中段のやや上の一つ目に市民みずからが担い手となって情報を発信していける仕組みや、21 ページの地域における子どもの参加の支援の説明文の最後に、子どもの参加に対する具体的な支援や参加の機会の提供といった実践的

な取り組みの検討などにつきましては、取り組みの表に具体的に対応するものを掲載しておりません。こちらにつきましては、この方向性をもとに計画期間で取り組みを行いたいと考えておりますが、現時点では確約できるものがないため、説明文に表現を残すことで、次年度以降、財政的な措置がどのようになるかも見据えながら検討を進めていくことをあらわしております。

このように、説明文と取り組みの全てを対応関係にさせられないという事情がございます。これらの関係について誤解を招かないよう、具体的な取り組みの前に「主な」という文字を加えました。

これらを踏まえまして、資料3の前回からの修正点の説明に戻りたいと思います。

資料3の2枚目でございます。

資料4の17ページでございますが、前回の表現は、誰に対する何の理解促進なのかが明確ではないということで、修正させていただいております。

教育委員会におきまして、外部委員の意見も踏まえて策定した札幌市教育振興基本計画における表現との整合性や、教育委員会との相談を踏まえて、まず、名称について、「障がいのある」という表現が国際的なスタンダードではないのではないかということで、「特別な教育的支援を要する」と変更させていただいております。

また、その内容ですが、現時点で私どもが考えているものは、例えば、知的障がいのあるお子さんが自分自身が持つ子どもの権利に対する理解を深めてもらうために、その内容や方法について教育委員会と連携して調査研究を行うというものでございます。

最終的には、そうしたツールのようなものをつくりたいと考えておりますが、具体的には、パンフレットがいいのか、映像資料のようなものがあるのか、学校の先生などの声も聞きながらになると思いますが、そうしたことも考えております。

次に、18ページの子どもの権利を生かした学校教育の部分で何度か修正しており、ピアサポートについて、ピアサポートの考え方を取り入れることを通じて子ども同士の関係づくりを進めていくということで表現を変更しております。

また、民族、人権教育の推進でございますけれども、誰が誰に対してというところを明確にし、実施の目的なども追記するということで修正させていただいております。

次に、19ページです。

こちらは、表現を生かしつつ、前回の指摘を踏まえまして、28ページの基本目標4に移動しております。

最後に、20ページの表題の施設等について、学校の教育活動が含まれることを明記するとともに、学校の取り組みを追加したところでございます。

前回からの修正点につきましては以上ですが、最後に、資料4の構成についてご説明させていただきます。

まず、今回の資料4は、計画の最終形に近い形となっております。これまでは別々の資料として分けていたものを一冊にし、子どもの意見交換の内容やこれまでの審議経過、

委員名簿も掲載させていただいております。

最後のページの委員名簿につきましては、現時点のものとなっております。肩書き等で変更のある方、また、今後変更がございましたらお知らせをいただきたいと思いますっております。

また、37ページの審議経過の最後の今後のスケジュールについてでございます。

現在、子ども・子育て会議におきましても同様に審議を行っているところでございます。そのような兼ね合いもございまして、パブリックコメントの実施が年明けの1月ごろの予定となっております。これまでも何度かご報告しておりますけれども、一般向けのものとは別に小・中学生向けの資料をつくりまして、市内の学校などに配付し、子どもからの意見を反映したいと考えております。

また、例えば、子どもが学校に直接出向き、子どもから意見を聞いたりできないかなど、教育委員会とも連携しながら進めていきたいと考えているところでございます。

計画案の前の委員会としまして、次回の10月31日が最後となります。ただいまのパブリックコメントの結果を踏まえた最終版の計画を皆様にお示しできるのは3月以降となるかと思えます。

以上でございます。

○委員長 説明をありがとうございました。

それではまず、前段の第1章から第3章までと第4章の基本目標1と基本目標2について、前回の意見が反映されておりますので、この部分を最初に議論し、それが終わってから基本目標3と基本目標4に進みたいと思います。

改めてごらんいただきまして、さらにご意見のある方は、前段の部分について意見等をいただきたいと思います。

自由にご意見をお出してください。

前段の部分は、資料3になりますが、前回からの修正点ということで既にお配りしてあるかと思えます。そこに書かれているものについてご意見等をいただきたいと思います。

○A委員 前回、私がかかわっている児童デイのところから、障がいという言葉が引っかかっていたものですから申し上げました。そこで、「特別な教育的支援を要する」と表現を変えていただきまして、世に障がいがある方が全てこのような形でわかりやすく、かつ、将来に夢を持たせるような言い回しに変わっていくことを期待したいと思いました。今回、このように変えていただき、ありがとうございます。

○委員長 評価するということですね。

ほかにいかがでしょうか。

B委員、いかがですか。

○B委員 適切に修正していただいておりますので、これで結構だと思います。

○委員長 評価するという旨の発言がございました。

ほかにいかがでしょうか。

C委員、どうですか。

○C委員 前回、指摘させていただいたところもちゃんと直っていると思います。

あえて言わせていただくとすれば、9ページの不登校の現状のグラフです。基点値をゼロに修正していただいたのは大変いいかと思うのですが、推移を比較したいのであれば、パーセンテージで棒グラフにしたほうがより明確になるのではないかと思います。

○委員長 事務局に対して、最初は喜ばせたわけでありますけれども、その後、こういうふうにしたらいいいのではないかという意見でした。

事務局の方は非常にうれしそうな顔をしていますけれども、今までの評価に対して話をしておきたいということがありましたらお願いいたします。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 不登校の児童生徒数は、数値は棒グラフにして、パーセンテージを入れるとすれば、出現率がありますので、その出現率を折れ線グラフにというふうに入れ込んでいきたいと思っています。出現率を入れますと、数では読み切れない部分の変化がわかるかと思っています。

○委員長 よりわかりやすくなるということですね。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、前段の部分については、この辺で終わりにいたします。

次に、基本目標3以降についてご意見をお願いいたします。

なお、内容の確認ですけれども、これは本日が最後となります。そして、次回は、最後に全体を確認する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、基本目標3以降について、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

○副委員長 17ページから始まる表の見方ですけれども、再掲というのは、1次計画にあったものが、今回、引き続き2次計画にあるという意味なのでしょうか。新規というのが新しく2次計画で起こされる事業という解釈になりますか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 再掲というのは、この計画書の中に出ているものについて、基本目標で出ていてもう一度出ているものをあらわしております。

○副委員長 そうしますと、17ページの真ん中の子どもレポーターの設置で、「再掲」とあって、さらに「新規」とあるのですが、これは間違っているわけではないのですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） そうではありません。

○委員長 今、副委員長から質問がございましたけれども、質問でも結構です。質問や意見を出していただければと思います。

○A委員 基本目標3の基本施策2の施設に関する取り組みについてです。

「子どもの居場所としての児童会館における取組の充実を図ります。」とあるのですが、その前に、「児童福祉施設など学校以外の施設においても、子どもと関わる職員の意識の向上を図りながら」というところについては、どんな取り組みがされるのかが見えてこな

いのです。これは、どのように図ろうとされているのでしょうか。それこそ、先ほどの話ではないですが、ただ単に検討を進めますということなのか。

ですから、施設に関する取り組みでは、子どもの居場所としての児童会館における取り組みの充実を図るとともに、こういうことも検討していきますというレベルなのかと思ったのです。

また、実際に児童福祉施設に従事する者としては、いろいろな児童福祉施設があろうかと思うのです。札幌市内にも多種多様な事業所があって、そこでの養育内容や質のよしあしも多分にあろうかと思うので、その職員の意識の向上を図る一つとして、各種の施設の運営指導の中で単に制度や仕組みの中での運営指導ばかりではなく、子どもとかかわる職員の意識の向上をどのように図っているのかということも指導項目に挙げていただけたらと思います。

○委員長 今の点は、事務局に対する質問ですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 児童福祉施設につきましては、児童会館をメインに考えてございます。

○A委員 そうすると、「児童福祉施設など」というふうに半ば期待を持たせる言葉ではなく、限定的に児童会館においてとしたほうがわかりやすいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 表現は工夫させていただきたいと思います。

○A委員 もう一つは、今は児童会館に極めて限定的なこととして捉えておられるようですが、それから発展的に、児童福祉施設などにおいても職員の意識の向上を進めてもらえたらありがたいというところで、恐らくは保健福祉局になると思いますが、児童福祉施設の運営の指導に当たる職員の意識向上をどのようにされているのかということも指導項目として挙げるべく、働きかけていただけたらと思います。

○委員長 今の点はいかがでしょう。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 持ち帰って検討させていただきます。

○事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） 前回の第1次の計画の中においても、「子どもとかかわる職員の意識の向上を図りながら」という文言が入っておりましたので、持ち帰らせていただいて、再度検討させていただきたいと思います。

○委員長 A委員、よろしいですか。

○A委員 はい。

○委員長 それでは、ほかの委員の方、どうぞ。

○D委員 質問です。

基本施策1の保護者への啓発や相談体制の充実というところで下に線が引いてあるように、子どもの年齢によらないものであることからということでここに上げていただい

るので、ちょっとほっとしています。

ただ、主な取り組みの中で、サロンや広場が全然上がってこないのですが、子育て支援総合センター事業の中に入っているのでしょうか。もし入っているとしても、こういうサロンとか広場という名前を挙げておいていただいたほうが今後のためにもわかりやすいと思います。

○委員長 今の質問に対して、事務局から答えていただけますでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） こちらは、主な取り組みの中の子育て支援総合センターの事業の中に入っております。そこで、サロンという言葉をとということですか。

○D委員 札幌市から委託を受けてやっているサロンが児童会館でもあると思うのですが、そこに親子が来る件数も結構多いので、そういうところでも周知できるといいと思いました。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 検討させていただきたいと思います。

○B委員 前回の子どもの委員会の中でも、どんな家庭で生まれたとしても公平に仲よしのまちというのが子どもから出されていたわけです。今、子どもたちの権利を阻害している一番大きな要因に貧困の問題があると思うのですが、今回、それに触れないわけにはいかないのではないかと思います。どこかで貧困のために著しく自分たちの権利が阻害されているようなことがあるのであれば、こういう手だてがあるとか、そのことのためにこういうことができるとか、そのことについて触れなくていいのかということが気になります。それは、今、一番現代的な問題なのではないかと思います。

例えば、札幌市としては、母子家庭とか生活保護家庭への学習支援という事業をやっていると思います。それは、まさにそういう子たちに対する支援のあり方の一つですが、それはここには載ってこないのです。経済的に困窮している子どもたちにも公平な教育チャンスを与えるような施策をしていく、もしくは、地域でそういう子どもたちを見守っていくということをどこかに入れ込めないかと思って、今、場所を探しているのですが、いかがでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 先般、国において、有識者の検討会などを経て、子どもの貧困対策に関する大綱が出されたところでございまして、都道府県では、子ども貧困対策に関する計画を策定するよう努めるものとする規定されております。札幌市といたしましては、国の大綱や北海道の動向も見据えながら、子どもの貧困対策につきましてはこれから検討していきたいと考えているところでございます。したがって、今のところは、今回の推進計画の中に貧困対策を特出しすることは考えておりません。

○事務局（高橋子ども未来局子どもの権利推進担当係長） 事務局から補足させていただきます。

母子家庭の方に対する学習支援などにつきましては、現在、子ども・子育て会議において検討している現在の未来プランの次の計画の中で取り組みとして位置づける方向で調整しております。札幌市全体としましては取り組みを進めているところでございます。

○B委員 E委員、どうですか。

○E委員 おっしゃるとおり、検討するべきだと思います。

○B委員 具体的な取り組みや事業内容などを盛り込まないまでも、これが出たら5年間是不変えなわけですから、そういう教育チャンスの公平性を確保していくよう進めているなどという文言が入ってもいいと思います。

いじめや不登校などはもちろん重要なことですが、新しい喫緊の課題が盛り込まれていないような感じがするのです。そんな意味では、展望だけでも、子どもの貧困の対策を進めていくということだけでも入るのではありませんかと思っています。

○委員長 結構大事な問題ではないかと思うのです。事務局では、ほかのところでもやるから、あるいは、国や道でもやっているからとおっしゃっていましたが、この委員会として、推進計画案に何か加えておいたほうがいいのではないかと私も思います。

○B委員 最初のときに、子どもたちからこういう声が出ましたというリードで出ているものがありましたね。それと同じように、どんな家庭、どんな姿で生まれたとしても、みんなが公平で仲よしのまちと子どもの委員会であったように、子どもたちが貧困に負けないような施策づくりを進めていくとか、子どもたちの意見をそのまま載せたリードでどこかに書き加えられてもいいのではないかとと思っています。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 検討させていただきたいと思います。

○F委員 私の認識が不足しているのか、基本施策3の最後の子どもの主体的な活動促進・支援の事業、取り組みの中に、少年団交流事業ということで、少年6団体とあります。この6団体とは何だったかなと考えていて、全部が思いつきませんので、教えていただきたいと思います。

二つ目に、少年団体活動補助事業ということで、子ども会育成連合会に一部の補助を行うのですね。子ども会に対しての補助は行うという書き方をされているのです。タイトルから言うと、少年団交流事業を進めるということと、それに対する活動の補助事業をしていくという二つがあって、上は六つの団体に、友遊K i D' Sランドでしたか、そういうことを中心にやられると書かれていて、二つ目の補助は一つに限定されると読み取っているのかどうか、私も自信がなかったので教えていただければと思います。

○委員長 F委員、それは何ページになりますか。

○事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） 本日配付の資料では27ページになります。

○委員長 F委員、今、皆さんが該当箇所を探しているうちに話が終わってしまったので、もう一度お願いします。

○F委員 資料の27ページの基本施策3の二つ目です。子どもの主体的な活動の促進・支援と書かれていて、主な取り組みの中に少年団交流事業が6団体とあり、それは何だったのかという質問が一つです。

それから、6団体の交流の場で、友遊K i D' Sランドということで今までやられたことを進めるということです。ここには表記されていませんけれども、今までそうだったかなと思うのです。

補助事業については、子ども会への補助事業と限定されているので、その辺は何かあるのであれば教えていただきたいと思います。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） まず、6団体というのは、子ども会育成連合会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団、スポーツ少年団、鉄道少年団の六つです。

それから、補助事業についてですが、これは団体補助でございますね。

子ども会育成連合会に対する補助金の中身になってございます。

○F委員 それは表記でわかりました。

実は、私はスポーツ少年団にかかわっていて、今、子どもたちにいろいろな場を提供していただいているのですが、参加する子たちは本当に減っているのです。

私がかかわっているのは、スポーツの一部の競技ですが、単なる少子化の問題だけではなく、そういうところに参加している子どもたちが減っている現実があります。

また、いろいろな活動をしている方の悩みは何かというと、指導者です。北海道は特色的に学校の教員がスポーツ少年団等の指導していることが多いのですが、全国的には教員はかかわっていないのが現実です。

北海道の中学校の部活でも、なるべくお金がかからず、送り迎えもしてくれて、そこでスポーツも教えてくれる団体も確かにふえているのは現実ですけども、子どもたちが気軽に自分たちの学校の近くでかかわれるものとして、いろいろなスポーツ少年団があるかなと思うのですけれども、少年団の指導者というところでは、学校教員も減ってきていて、一般の保護者、元保護者の方々が自分の仕事を抱えながら指導していただいている状況があって、それに支えられて子どもたちが一生懸命活動している現実があります。加入促進はあったのだけれども、これで足りるかなと思ったのです。

○委員長 今、切実な問題があるのだということですね。

○F委員 現実的にはそうです。きっと海洋少年団も子ども会も、自分の学校ですから、地域の方で一生懸命やっていた方がたくさんいるのもわかっています。ただ、子ども会の総会に行くと、指導者を10年も20年もやられていて、何十年表彰を受けている方はいるのですが、なかなか世代交代していかないまま苦勞されているところが6団体の中にはあるのではないかなと思うのです。そういうところに支援できることは何かないかなと思ったのです。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 具体的な取り組みとしまして、先

ほどおっしゃっていただいた友遊K i D' S ランドで、6 団体の交流や加入促進のためのイベントを開催してございます。

そのほかにも、例えばパネル展をしたり、団体の加入促進に向けた取り組みも行っておりますし、札幌市のホームページでも各団体の紹介等をさせていただいております。それにプラスして、もう少し支援が必要ではないかというご意見ですね。

○F 委員 人材育成の指導をしていける方々を広げていけるようなことが何かできればと思ったのです。今すぐ、ここに答えを書いてくださいということではなくて、自分がかかわっている上で、知っておいていただきたいと思ったのです。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 加入促進を進めることによって加入者がふえて、それから次を担う人材が生まれてくるのではないかと私どもは思っておりますので、できれば加入促進に力を入れていきたいとは思っております。

○委員長 ほかにご意見をいただきたいと思います。

○D 委員 先ほどのB 委員が言われた貧困の問題について、私も一つも出てきていないなと思いました。

子どもの権利の過去のものを見たところ、さっぽろ学びのサポート事業というものがありました。これはどうなったのかということを確認させていただこうと思っていました。

これは、平成24 年度から試行的に開始していて、子どもの権利委員会でも、全市に広げていって、継続していってほしいという意見が載っているのです。これはどこに行ったのかと思ったのです。子どもの学びの機会の充実に係る施策という文言が出ておりますが、これが終わっているのかもわからないので、そこをお聞きしたいと思います。

○事務局（高橋子ども未来局子どもの権利推進担当係長） 学びのサポート事業については、国のほうで、来年度から法定の事業に変わるようになっておりまして、それに伴い、札幌市の財源的な要素や位置づけが変わるものですから、現在、プランに計上できるかどうかをまさに調整中でございます。

生活保護の受給世帯の方を中心にした事業は、来年度以降も引き続き行いたいという意思を持って現在調整しております。こちら、今の調整内容としましては、子ども未来プラン側の施策の一部に取り入れるべく、現在、調整を進めているところでございます。

○D 委員 そうしますと、引き続き事業は行われるという限定はできないのですか。

○事務局（高橋子ども未来局子どもの権利推進担当係長） 現時点で確約できるものがまだないので、計画書への計上という意味では難しいものがあるというレベルです。ただ、現在、実施すべく調整中ですので、ご理解いただければと思います。

○D 委員 やるかやらないかは別として、子どもの権利のほうでも、どういう形でもいいので、載せたほうがいいのかと思います。せっかくやっていた事業ですので、これがどうなったのかということは、私たちにも責任があるのではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 今、D 委員が発言された点について、委員会としてはどういうふうに捉えるか

ということになりますね。D委員の意見に対して、何かございますでしょうか。

E委員、どうでしょうか。

○E委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○委員長 G委員、いかがでしょうか。

○G委員 自分の考えをまとめたいと思います。

○委員長 事務局で参考になるようなことがありましたらお願いいたします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

○委員長 そういうことでよろしいでしょうか。

○D委員 わかりました。

○委員長 では、事務局でもう少し検討してもらうことにいたしましょう。

ほかにご意見はございますでしょうか。

○F委員 20ページです。

市政における子どもの参加の推進ということで、企画委員会の設置や子ども向けパブリックコメントの実施などに現在も取り組まれている、これからも取り組みとして続けていくということになっていると思います。学校という立場で言うと、今、パブリックコメントは、いろいろな部署の関係からいっぱい来ます。そのたびにお願いしているのですが、小学生が読み込むには難しいのです。言葉にはルビを振ってくれたり優しくしてくれたりするのですが、子どもたちにこれに取り組んでみようかと言っても、子どもが一人で取り組むのは難しいです。学級全体で取り上げられれば別でしょうけれども、子どもたちで興味のある子に預ける形になる場合もあるのです。そうすると、親御さんの力がないと読み込むのが難しいです。ですから、子どもたちに何を問いたいのかということ絞って出させていただきたいと、出てくるたびにお願いしております。

現在、事務局として、パブリックコメントで、小学生への意見の反映はどういう状況だと押さえられているのでしょうか。十分とは言えないけれども、反映できているというのか、ここに上げられるということはまだ十分ではないのか、反映されているけれども、より進めたいという認識なのか、教えていただきたいと思います。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） より進めたいということでございます。

○F委員 実際にパブリックコメントをつくっていただくのは、各施策をつくられた部局ですので、事前にご説明をいただいたりするのですが、子どもたちにわかりやすいようにして各学校へ送りますということで来たものが難しいのですね。せっかく子どもたちに意見を求めるのであれば、小学校と中学校と同じものが行っているのかどうか私は認識がないのですが、小学校であれば、小学生がもっと反応しやすいものに工夫されていくと、子どもたちも参加しやすいし、自分たちが札幌市の市政にかかわっていけるという思いが持てると思うので、より進めるという中で、出し方を工夫していくことも考えていた

できればありがたいと思います。

○委員長 事務局へのお願いということでした。

○B委員 基本目標4は、子どもの権利の侵害からの救済となっております。そして、30ページに基本施策2の権利侵害を起こさない環境づくりとあります。

実は、皆さんもご存じのように、南幌町で大変切ない事件が起きました。新聞報道ぐらいいからしか周辺事情はわからないのですけれども、生徒会をやるような子どもが親からの権利侵害を受けているような切ない感じがいたします。何年か前に、四国でも父親が子どもに対する権利侵害があり、子どもが家に火をつけて妹を殺してしまうということがありました。昨今、そういう事件が続いておりますし、これからもふえるのかとも思っておりますが、あの子をどうやって救えたのかと考えるわけです。やはり、親御さんに子どもに対する権利侵害の意識が育ってなくて、ただしつけが厳しければいいということで、そこら辺の問題があると思います。それから、その子どもが、そのことに対して誰にも相談できない、もう殺すしかないというところまで追いつめられなくてはいけなかった。そのことは非常に切ないです。この計画が5年間続くとすれば、どこかに忍ばせておく必要があるのではないかと考えていて、それは30ページの権利侵害等に対する意識の啓発というところだと思うのです。

これは、親の側と子どもの側に、そういう侵害があった場合、子どもはこういうところにSOSを出せる、親に対しては、出前講座とか出前授業の充実とありますけれども、何らかの啓発をさらに進める必要があるという書きぶりになろうかと思います。

そして、権利侵害等に対する意識の啓発の6行は、非常にわかりにくいのです。また、意識の啓発を親にするのか。これは、教員は余り書かれていないので、大人の側に対する啓発と子ども自身への啓発がごっちゃに書かれているのです。ですから、明確に分けて、親自身もそれをはっきりと学んでいく必要があり、子どももそれを学んでいくというふうに分けて、もう少ししっかり書いていただきたいという要望です。

今回のような事件を未然に防ぐような形の方向性だけでも何とか示しておきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 今の意見はいいのですけれども、それについてこの場で話し合ってもらいたいということでしょうか。

○B委員 私の意見としては、ここの書きぶりをもう少し厚くして、親に対して権利侵害をしないような啓発をこういうふうに進めると。まず、この文言が少しわかりにくくなっておりますので、わかりやすくして、目的意識をもっと持って、子どもに対してはこういうふうに、親に対してはこういうふうに進めていきたいと思いますというところをもう少し書いてもいいのではないかと考えています。親に対する啓発は出前講座しかないにしても、そここのところを意識した書きぶりとして、もうちょっと手厚くしていただければということです。

○委員長 親に対する啓発、子どもに対する啓発というあたりをここできちんと示したほ

うがいいのではないかということだと思いますが、事務局で何とか間に合わせることはできますか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 10月31日に一旦見ていただかないかと思います。

○B委員 よろしくをお願いします。

○委員長 もう4週間ないのですが、皆さんに配るためには、この資料の作成はもう少し前に終わっていなければいけないですね。そういう意味では、ご無理を願うことになるかと思います。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 資料は、通常どおり事前にお送りさせていただきますので、それをご確認いただきたいと思います。

○委員長 ほかにございませんか。

○G委員 先ほどB委員がおっしゃった貧困についての一言を加えるのであれば、基本目標4の子どもの権利の侵害からの救済についての文章の中に盛り込めるのではないかと思います。

また、全体的に、主な取り組みの前についている文章が大変長くて、頭にすっと入ってこないのです。前回の計画案のときには、とても合理的に書かれていたというか、主語と述語がわかりやすかったのです。これは、市民の方に配られるものですよね。これを理解しようと思って一生懸命読むと通じるのですけれども、ちょっとわかりづらいです。

一文を挙げると、29ページです。「子どもアシストセンターでは」と始まりまして、一文が終わった後、また、「子どもアシストセンターでは」と始まり、次の文章も「子どもアシストセンターを初めとして」となるのです。ここだけではなく、ほかにもこういう書き方が多いのです。余り見なれないというか、同じことを言うのであっても文章的にもう少しすっきりさせられると思うのです。このタイミングでこれを言うのはどうなのかと自分でも思うのですが、最終形に近い形でお出ししますということだったので、こんな感じのものが出来て、委員会は何を見ていたのだと思われても嫌だと思うのです。多分、いじり過ぎたときにこういう形になることがあるのですけれども、もう一度見たら、もっと短い文章でわかりやすいものにできると思います。そうしたほうがよいものになっていくのではないかと思います。

○委員長 もっとわかりやすい書き方があるのではないかと思います。

○G委員 はい。

○委員長 今の点について、事務局側ではどう思いますか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 29ページのところが特にということでしょうか。

○G委員 特にというか、ここは気になります。挙げれば数カ所あります。

例えば、23ページの基本目標3の書き出しです。最初の段落と次の段落の内容が大変似通ってしまっていて、大変長く書いてあるのです。

○B委員 おっしゃるとおりです。重複する文章がありますね。

○G委員 似たような感じを繰り返している文章が多いのです。

○委員長 先ほどご指摘のあった29ページは、もうちょっと縮めたほうがいいような気がします。必ずしも全部の文章がわかりづらいわけではないのですが、結構長くなっているところは何カ所か出てきているので、それをもうちょっと縮めてくれたらいいなというのがG委員の意見かと思います。

○G委員 一生懸命盛り込んでいる分、わかりづらくなっている感じがします。先ほどの貧困のことについても、育児不安を抱える保護者への支援という31ページのところは、核家族化や地域の人間関係の希薄化というだけの様な書き方ですが、子どもを育てるに当たって不安を感じるのは経済的なところが大変大きいと子育てをしながら思いますし、それは、子どもの権利というか、先ほどありました教育の平等ということに直接影響してくるので、その辺をもう少し盛り込んだらいいと思います。奨学金のことなど、現在やられている事業があると思うので、載せていただければと思います。

○委員長 文章表現は結構大変なのです。それら全部を事務局に押しつけるのは気の毒で、事務局も大変な目に遭ってしまうことがあるのですけれども、やれるだけやってみてください。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 持ち帰って検討させていただきます。

○E委員 本当に大変だと思うのですけれども、もし取り組めるのであればお願いしたほうがいいと思います。

例えば、29ページのアシストセンターの書き出しの部分は、子どもの権利に関する相談及び救済であれば、相談、救済が必要だということをきちんと書いた上でアシストセンターがありますという表記にしたほうがいいと思います。いきなりアシストセンターの紹介で、アシストセンターをPRしたいのかなと読み手に思わせてしまうような書き出しではないほうがいいだろうと思います。

それから、B委員がおっしゃっていたと思うのですけれども、30ページの権利侵害を起こさせない環境づくりは非常に重要で、権利侵害に対する意識の啓発は本当に大切で、ここは本当に肝になる部分だと思います。そうであれば、もう少し丁寧な説明が必要だと思いますし、そのための取り組みとして見たときに、取り組み内容が少し残念だと思います。民族の問題とか多様な文化とか障がい者というのは確かにわかりやすいのですけれども、一般的な権利侵害は身近なところにたくさんあって、それをみんなに啓発していく作業としての取り組みはもう少し別のところにある気がするのです。ですから、出前講座しかないのかなと思うのですが、啓発の取り組みはもう少し何かあってもいいのかなと感じます。

例えば、31ページもそうですけれども、育児不安を抱える保護者の支援という取り組みであれば、ここに書いてあるコモンセンスペアレンティングや医療が連携したネットワ

ークだけではなくて、もっと身近なところで相談できるような、取り組みは掲載が重複していいのであれば、子ども安心ホットラインをここに持ってきて、身近なところで相談できる相談体制を充実させて育児不安に対してのサポートをしますというふうにしてもいいのかなと思いました。

時間がない中で大変だと思いますが、よろしくお願いします。

○委員長 E委員から意見がありましたが、文章化する際に、そのあたりも頭に入れて書いてください。

○E委員 また、一番頭の基本理念のところに、子どもの貧困からの救済とか予防とかセーフティネットとか、どんな表現になるのかわからないですけれども、貧困から子どもたちを守る努力ということは何か入れておいたほうがいいような気がします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 14ページの基本理念ですか。

○E委員 そうです。14ページの理念のところに、「全ての子どもは、生まれたときから権利の主体として」という文言がありますので、その中に盛り込むのがいいと思って聞いていました。

○委員長 事務局はよろしいでしょうか。

ほかにご意見がありましたら、どうぞ。

○D委員 どこに入るかはわからないのですが、子どもの権利ということでは、子どもの意見を聞くということが一番大事だと思うのですけれども、大人にとっては、困っている子の意見が一番大事ではないかと感じるのです。アシストセンターやスクールソーシャルワーカーの方は、相談を受けたり活躍されていると思いますので、そういうところに加わってくる子どもの声は結構大事ではないかと思います。

それがどこに反映されるのかについては、調査委員の方などがあって、ちょっと見えないうのですけれども、どこかに声を反映させて、社会と言ったら大げさですが、学校の仕組みなどが変わっていけるようなことを今後できたらいいなと思っています。

やはり、ここで子どもの声というと、意見表明とか子どもの会議などに出てこられる子だけではなく、弱い子たちの声をどこかで拾って、それをどこかに反映させるというシステムが今後は必要なのではないかと漠然と思っているのです。ただ、それをどうすればいいのかと言われたら、中身はまだ持っていないのですが、それが必要なのではないかとすごく感じています。

○委員長 恐らく、アシストセンターにかかわっている人たちはいろいろな情報を得ていると思うのです。子どもからの声、悩んでいる声をアシストセンターでは把握しているのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 個別のいろいろな相談が来て、場合によっては、アシストセンターから教職員のところに出向いて、いろいろお話を聞いたりしながら解決していくというのがアシストセンターの役割でございます。

また、その声をどう反映するかということですが、個別には、例えば、匿名の相談から

自己発意で解決を目指すという制度にもなっておりますし、そういう事例もございます。そのほか、一般化したような事柄を踏まえて、例えば、先生方の研修にもアシストセンターの職員が出かけていき、そういう事例の中からどういうことが読み取れるかということも、教職員や保護者の方に向けて実際に行っております。そういう形での反映はこれからも続けていかなければいけないと考えております。

○委員長 そういう声の中から、我々の委員会で知っておいたほうがいいということはありませんか。

○事務局（伊藤子どもの権利救済事務局次長） 今、これをということではないのですが、この権利委員会の場にも救済委員が来て、お時間はなかなかとれないのですが、かいつまんで10分ぐらいお話をさせていただいております。その中で、ことしはこういう声が多かったとか、一般的にはこういう相談が多いという傾向について、毎年、こういう機会にお話しさせていただく場がございますので、そういうことを通してご議論いただいてもいいのかなという感じがいたします。

具体的にこういうものがありますというものは、出せないことはないのでしょうけれども、これが一番ですとはなかなか言い切れないところがございます。

○委員長 そういう機会は年に1回しかありませんね。それでいいのかという問題意識を持っておられるのではないかと思います。

D委員、今はそういう状況のようです。

○D委員 わかりました。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 子どもの声というと、どんな悩み事があるのか、どういう相談相手が考えられるかということも含めてお話ししますと、いじめもその中に入りますけれども、子どもの多くは友人関係で悩む部分、学習不安、進路についての不安・相談、家庭環境における相談ですね。先ほどもありましたけれども、中には、義父からたたかれたというような虐待も含めて、さまざまな相談をする場合があります。委員会としては、誰か相談できる相手が必ずいるといいなと思っています。

子どもたちは、意外と自分のプライド、あるいは、お話をしたらご両親を困らせるのではないか、言ったらもっとひどくなるのではないか、その子自身のプライドも含めてさまざまな要因があり、なかなか相談できないので、事あるごとに相談できるような環境が必要かと思っております。

担任の先生が一番の相談相手になればいいのでしょうけれども、担任よりは友達、親よりは養護教諭の先生と、どこかに相談できる相手がいればいいと思っております。何かあったら必ず相談するのだよということを学校の担任や全校集会で校長先生から機会があるたびに話をすることが大事ですし、保護者向けにも、家庭でもお話を聞いてあげてください、懇談の中でも最近どうですかという話をしたり、中には、子どもが言えない場合があるので、学校の先生と保護者で内々で話をする場合もあります。ケース・バイ・ケースです。

先ほどスクールソーシャルワーカーという話をしましたが、それだけではなく、スクールカウンセラーもおります。スクールカウンセラーが門戸を開き、子どもたちとかかわる場面を多くしております。今は、相談支援パートナー・リーダーという新たな方も学校に入って子どもとかかわりをふやしていますので、いろいろな方と触れ合う、話し合うこと、相談できる場が必要になってくると思います。

中には、なかなか言えないので、電話相談でアシストセンターにしたり、24時間電話相談ダイヤルなど、いろいろな場面でそういうものが出てきます。そうした場合に、命にかかわることであればすぐに対応する必要が出てきますし、時間をかけてゆっくりと学校において、それは、学校では担任を中心にしながら少しずつ子どもとかかわり、担任だけではなく学校組織体制として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを交えながら保護者と連携してということで、きめ細かく対応していく必要があるのではないかと考えております。

○委員長 どうもありがとうございます。

○E委員 文言のことばかりで申しわけありません。

29ページの子どもの権利に関する相談及び救済は、例えば、子どもの権利侵害に関する相談及び救済とか、子どもの悩みに関する相談及び権利侵害に関する救済とか、子どもの権利に関する相談といえ、子どもの権利について相談するというのもいいのかなととれてしまうところがあります。見ていくと、中では権利侵害からの救済とか悩みの相談となっていますから、その表題はどうかと思っています。

また、31ページは、逆に、育児不安を抱える保護者への支援ということでいうと、保護者の中で育児不安を抱えていないわけがないのです。育児不安を抱えていることすべてが子どもへの虐待の引き金になって、被害の拡大につながっていくのかということ、そうなのかと思えるところがあるのです。育児不安を抱える保護者を支援していくということは、もっと広義な意味で捉えて、それをサポートしていく体制を札幌市が整えているということではないかと思うのです。虐待とつなげてしまうと、何となく不安を抱えた人は、これが児童虐待なのかと思ってしまうと表面化しづらいところが出てきて、声を外に出しにくくなってしまいそうな気がするのです。その辺を少しご検討いただいたらいいかと思います。

○委員長 今の点はどうでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 検討させていただきたいと思います。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○副委員長 30ページの児童虐待への対応です。大変重要な問題ですし、喫緊の課題であると思うのですが、その主な取り組みを担うのが児童福祉総合センターです。これだけの取り組みを支えていくわけですが、連携のかなめとしての役割とともに、個々の事例にも対応するということで、大変だと思います。これだけの事業を支えるだけのセンターの

体制の充実が求められるところです。これは、計画案の文言の問題ではないのですけれども、これを支えられるような体制をぜひ充実してもらいたいと思います。

そこで、28ページを見ますと、アシストセンターという言葉は出てくるのですが、児童福祉総合センターという言葉がないのです。そのかわり、児童相談所があるのです。これは児童福祉総合センターと置きかえたらいかなかなと思います。子どもアシストセンターとともに児童福祉総合センターの仕事もかなり大きな役割を担っていますので、28ページは置きかえたらどうかなと思います。

これは、お答えいただくものではなく、感想のようなものです。

○委員長 事務局で考えておいていただければと思います。

○B委員 C委員などにお聞きしたいのですけれども、児童虐待というと、C委員が親から虐待を受けていた場合、どうですか。ご自分は児童だと思いますか。

○C委員 高校生までになると、児童というのはどうかなという感じですね。

○B委員 こだわるようでも、性的虐待も含めて、高校生でも受けている方がいるわけです。先ほどの南幌町もそうですが、いろいろな意味で心理的な虐待を受けている高校生はかなりいると思うのです。でも、ここの救済は、不登校かいじめか児童虐待なのです。具体的になると、すごく狭くなるのですね。そこから漏れていて子どもの権利が侵害されている子どもたちがいて、高校生が入るわけです。そうすると、C委員がそういう状況であっても、これは児童虐待への対応かと思うと、なかなか電話しにくいのです。でも、子ども安心ホットラインやサポートセンターなどに電話をかけたら対応してくれると思うのです。そうすると、百歩譲って、子ども虐待への対応でいいのか、文言が時々狭くなるのです。対象も不登校やいじめですね。そうすると、そこから外れた権利侵害はどこに訴えたらいいのかが見えにくくなるのです。そこが課題であると感じております。

○委員長 どうすればいいのでしょうか。

○B委員 百歩譲って子ども虐待への対応としても……。

高校生委員に伺いますが、自分たちの仲間の中で、家庭などで権利侵害を受けているといったときに、どこで救えると思いますか。どういう文言があればここに相談できるというのがありますか。

○H委員 最近は、ネットの発達もあって、SNSなどで実名を出して言われてしまうことも結構あります。でも、そういうものはネット上のことだから探すのが難しいし、子どもたちの間だけで行われていることだから、教師や親を含めた大人もなかなか気づくことができず、ひとりで抱え込んでしまうことがあると思うのです。直接言われる、やられるという実害もそうですが、ネット上で起こったことに対しての相談や対処法なども受け付けてくれると、現代を生きている中・高生にはすごく効果的で、いいのではないかと思います。

○B委員 自殺している人もいますね、高校生や中学生でもね。そこが触れられなかったですね。

○委員長 課題がいっぱい出てきそうですね。

○B委員 どこかで見切らなければいけないですけども、課題はまだ網羅し切れていないと思います。

○委員長 もしかしたら、こういう計画をつくりまして、5年間、これでいくのではなくて、どこかで早目に見直すことも必要になってくかもしれませんね。

その意味では、とにかく今回はこれで行くということですが、どうかなというところは、その段階で修正を加えるぐらいがあってもいいのかもしれませんね。

○B委員 今、H委員がご指摘になったネットにおける権利侵害についての救済も、これから真剣に具体的に考えていく必要のある課題だったと思います。今回はなかなか網羅できない部分でありましたけれども、課題として残るかと思います。

○委員長 さらに意見がありましたら、出していただければと思います。

○E委員 札幌市の後期行動計画の中にインターネットなどから被害から子どもたちを救うという文言はなかったでしょうか。前の委員会で話が出たような気がするのです。

○D委員 30ページにありますね。

○E委員 学校ネットトラブル等対策ですね。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） ネットトラブル対策は、始まってから数年がたちますけれども、具体的には、スタートのときは、夏休み、冬休み期間中に先生方、保護者が参加できれば保護者参加のもと、学校のパソコンからインターネット上の書き込みやトラブルがないかを発見すること、それから、児童生徒に何か書き込みがあったら言うのだよと言って、言ってくれる場合もあるのですけれども、対策を打っても次々に新たなものがどんどん出てくるということで、道警とも連携しながらやっておりました。

そこで、これは専門業者をお願いしようということで、札幌市は、全国でも早いほうですが、専門業者と年間契約して、1年間に数度のネット検索をかけています。そして、その中でひっかかったものについて、教育委員会を通して学校にこういうことがありましたと伝えます。例えば、飲酒の写真を載せるとか、自分の実名を上げるとか、友達の悪口を言うとか、世界中に発信されてしまうという危険性について、個別案件をやりながら、また、昨年度は、そのネットパトロールの業者が、地域限定で小学校と中学校の保護者、生徒、教員向けの研修を行って、地域も含めて普及啓発を図っております。

しかし、これは、高校生委員がお話しになったように、なかなか難しい問題がありまして、新たなものがいろいろ出てくるのです。ですから、子どもたちの心情に訴えるという道徳の時間等も含めて必要ですし、ここは保護者の協力も仰ぎながらということが大事かと思います。現在も進めておりますけれども、まだまだ工夫、改善が必要だと思っております。

○F委員 今、小学校では、携帯電話を持っている子どもたちがふえていて、それによるトラブルも心配ですけども、それよりもゲーム機なのです。通信機能を持ったゲーム機です。これがつながっていくことを保護者がわかっていないのです。うちの子はゲームを

しているのだから、パソコンではないからいいやと思うのですね。そこで、中学校では前から取り組まれていますけれども、小学校でも、ネットモラルについて各学年で指導したり、PTAと協力して保護者向けの研修会をしたりということが今は本当に大事になってきて、取り組みが進んできていると思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、ある程度意見が出そろったようですので、今回は、本日の意見も踏まえて、計画素案の確定前の最後の審議を行いたいと思います。

それでは、全体を通して質問はありますでしょうか。

○A委員 大したことではないのですが、10ページの「②条例に定められている子ども権利について」というのは、「子どもの権利について」ですね。

○事務局（浦屋子ども育成部長） ありがとうございます。

○委員長 もしそういうような箇所がありましたら、ほかの方も指摘していただきたいと思います。

ほかにどうでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 先ほどもお伝えしましたけれども、次回の委員会は10月31日を予定してございます。

今回、次回までに時間に余裕がありませんので、本日の修正を踏まえた変更点などは早目にお送りさせていただきたいと思います。ご協力のほどをお願いいたします。

なお、調査結果の報告書は、お持ち帰りいただくか、よろしければ次回の資料と一緒にお送りさせていただきたいと思っております。次回以降は予備を何部かご用意いたしますので、持参していただかなくても結構でございます。

3. 閉 会

○委員長 それでは、本日の委員会を終了させていただきたいと思います。

きょうは、少し早く終わることができました。皆さん、残り時間を有効に使ってください。

ありがとうございました。

以 上